

＜特定求職者雇用開発助成金＞

就職が困難な者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇入れた場合に助成

※ 10月1日の制度改正により
一部支給要件に変更があります。

※ <> は生産性要件を満たした場合
※ () は中小企業事業主以外
※ (―) は中小企業事業主のみ

	対象者	助成額
①	身体・知的障害者（重度以外） 発達障害者・難治性疾患患者	120万円（50万円） 短時間労働者は80万円（30万円）
②	身体・知的障害者（重度または 45歳以上）、精神障害者	240万円（100万円） 短時間労働者は80万円（30万円）
③	高齢者（65歳以上）	70万円（60万円） 短時間労働者は50万円（40万円）
④	高齢者（60～64歳）	60万円（50万円） 短時間労働者は40万円（30万円）
⑤	母子家庭の母等 生活保護受給者等 東日本大震災等の被災者	
⑥	就職氷河期世代 NEW （35歳以上55歳未満の非正規）	60万円（50万円）
⑦	雇用率制度の対象となる障害者を初めて 雇入れ、当該雇入れにより法定雇用率 を達成した場合	120万円（―）

※ 対象者をクリックすると該当する厚労省のホームページにリンクします。

パンフレット・申請様式・提出先

No.	パンフレット	申請様式	提出先
① ② ④ ⑤	【PDF 形式 749KB】	山形労働局の場合、各ハローワークにおいて紹介した労働者が当助成金に該当しそうな場合には、山形労働局より申請様式を送付しております。	各 ハローワーク
③	【PDF 形式 718KB】		
⑥	【PDF 形式 228KB】		
⑦	なし		